

耐震診断費・耐震改修費の一部を補助します

地震に対する木造住宅の安全性の向上を図り、地震に強いまちづくりを促進するため、木造住宅の耐震診断及び耐震改修に要する費用について、予算の範囲内において補助します。

○耐震診断補助制度

町内に存する昭和56年5月31日以前（旧耐震基準）に建築、若しくは着工されており、2階以下の木造居住住宅の耐震診断に要する費用の一部を予算の範囲内において補助します。予算額に達した場合、その時点で受付を終了します。

【申請受付】4月1日～12月28日

○耐震改修補助制度

町内に存する昭和56年5月31日以前（旧耐震基準）に建築、若しくは着工されており、2階以下の木造居住住宅で、耐震診断の結果、耐震性が低いと判断された場合に、耐震改修工事費に要する費用の一部を補助します。予算額に達した場合、その時点で受付を終了します。

【申請受付】4月1日～12月28日

○共通事項

- ① 町内に木造住宅を所有し、補助対象住宅に住所を有していること。
- ② 町税に未納がないこと。

※補助金交付決定前に工事を行った場合は、補助を受けることができません。

補 助 事 業	補 助 率	補助上限額
木造住宅耐震診断補助	診断費用の2分の1	4万円
木造住宅耐震改修補助	改修費用の3分の1	50万円

○問合せ まちづくり課建設係 ☎ 2114

6月は「土砂災害防止月間」です

梅雨が始まり台風シーズンがやってきます！

6月に入り、今年も出水期を迎えました。出水期とは、6月から10月にかけて、梅雨の長雨や集中豪雨、台風により河川が急増水し、洪水や土砂災害を起しやすい時期のことをいいます。

地球温暖化に伴う気候変動により、熱帯低気圧の強度が増大するとともに、大雨の頻度も増加する可能性が高く、土砂災害の増加・激甚化が懸念されています。

家族で防災チェック

台風などは、テレビ等の気象情報である程度、事前に予測することが可能ですが、最近ではゲリラ豪雨と呼ばれる突然の集中豪雨により、全国で風水害や土砂災害による被害が発生しています。

職場や学校など外出先で災害に遭ったとき、どうやって家族と連絡をとりますか。東日本大震災時は携帯電話も通話できない状況が続きました。

いつ、どこで災害に遭っても慌てず行動できるように、次のことを確認しておきましょう。

防災情報をチェック

- ・避難ルート及び避難場所
- ・非常持出袋の配置
- ・NTT「災害用伝言ダイヤル171」や携帯電話の「災害伝言版」の活用方法

早めの避難を！

災害情報を確認し、危険を感じたら早めに避難すること、心掛けてみましょう。